

○長野県警察再被害防止要綱の制定について

平成13年9月27日

例規第20号県警察本部長

改正 平成20年6月県警察本部訓令第5号、25年7月例規第21号、29年8月県警察本部訓令第15号、31年2月第5号、令和3年5月第8号

部・課（隊）長
警察学校長
警察署長

被害者等に対する再被害の防止を図るため、次のとおり長野県警察再被害防止要綱を制定し、平成13年10月1日から実施することとしたから効果的な運用をされたい。

なお、長野県警察再被害防止対策要綱の制定について（平成10年4月30日例規第6号）は、廃止する。

長野県警察再被害防止要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）から再び危害を加えられる事態を防止するため、被害者等の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、再被害防止対象者とは、被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害（以下「再被害」という。）を受けるおそれが大きく、組織的・継続的に再被害を防止するための措置（以下「再被害防止措置」という。）を講じる必要があるものとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者をいう。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定

(1) 指定の上申等

ア 警察署長及び高速道路交通警察隊長は、犯罪を検挙し、当該犯罪の被害者等を再被害防止対象者に指定する必要があると認めたときは、再被害防止対象者上申書（様式第1号）及び再被害防止対象者指定理由書（様式第2号）により、警察本部の事件を主管する課長（以下「本部事件主管課長」という。）を経由し、本部長に上申するものとする。

イ 警察本部の課長、隊長及び警察署長は、被害者等から再被害に関する相談を受けたとき又は検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院（受刑者を収容しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、地方更正保護委員会、保護観察所等から、加害者による被害者等に対する加害行為のおそれに関する情報の提供を受けたときは、本部事件主管課長に即報しなければならない。

ウ 本部事件主管課長は、イの報告を受理したときは、当該相談及び情報を関係する警察署長に連絡するものとする。

エ ウの連絡を受理した警察署長は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、本部事件主管課長を経由して本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

(2) 再被害防止対象者の指定

ア 本部長は、(1)により上申のあった被害者等が、再被害防止対象者に該当すると認められるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。この場合において、再被害防止対象者の指定の期間（以下「指定期間」という。）は、指定の日から1年とする。ただし、未決勾留期間及び自由刑の執行期間は、算入しない。

イ 本部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地、家族状況等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署に指定の上、再被害防止対象者指定書（様式第3号）により、当該再被害防止措置実施警察署の長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）に通知するものとする。

（3）警察本部関係課長への通報

本部事件主管課長は、再被害防止対象者が指定されたときは、再被害防止対象者指定簿（様式第4号）に登載し、再被害防止対象者指定書の写しを警察本部警務課長（以下「本部被害者支援担当課長」という。）及び警察本部刑事企画課長（以下「刑事施設等担当課長」という。）に送付するものとする。

2 再被害防止責任者等の指定

- （1）再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止措置責任者及び再被害防止措置補助者を指定し、再被害防止措置責任者等指定簿（様式第5号）に登載しなければならない。
- （2）再被害防止措置責任者は、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てるものとする。
- （3）再被害防止措置責任者に異動があったときは、新たに指定を行い、組織的・継続的な再被害防止措置の実施に遺漏なきを期するものとする。

第4 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として次の分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

（1）本部事件主管課長

本部事件主管課長は、加害者の釈放等に関する情報の把握、再被害防止措置の実施に必要となる情報の集約及び分析、再被害防止措置の実施に当たっての再被害防止措置実施警察署長に対する指導並びに関係所属との連絡及び調整に当たるものとする。

（2）刑事施設等担当課長

刑事施設等担当課長は、刑事施設等に対する加害者の釈放等に関する情報の通報の要請及び照会、加害者の再被害防止対象者に対する特異動向に関する情報の本部事件主管課長への通報並びに関係する他の都道府県警察との加害者に関する情報の連絡及び調整に当たるものとする。

（3）本部被害者支援担当課長

本部被害者支援担当課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部事件主管課長からの連絡により、その状況を把握するとともに、被害者支援に関する助言及び指導に当たるものとする。

（4）再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、加害者の再被害防止対象者に対する特異動向に関する情報の本部事件主管課長への連絡、再被害防止措置に関する総合的な体制の確立、再被害防止措置において関係を有する警察署長（以下「関係警察署長」という。）との連携及び再被害防止措置の実施に当たるものとする。

（5）再被害防止責任者

再被害防止責任者は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係する所属との連絡調整に当たるものとする。

2 措置事項

再被害防止措置実施警察署長は、次に掲げる措置を講ずること。

（1）関連情報の収集

再被害防止措置の実施に関し必要な情報を収集すること。

（2）再被害防止対象者に対する措置

ア 再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時における通報要領、自主警戒等について指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずるものとする。ただし、この規定は、再被害防止対象者が、長野県警察保護対策実施要綱の制定について（平成24年4月23日例規第10号）に定める保護対象者である場合にあっては、適用しない。

イ 再被害防止対象者から加害者の釈放に関する情報その他の加害者に関する情報の教示を求められたとき又は再被害を防止するため再被害防止対象者に対する当該情報の教示が必要なときは、再被害防止対象者に当該情報を教示するものとする。

ウ 実施した再被害防止措置及び教示した情報は、再被害防止対策実施経過書（様式第6号）にその都度記載し、その写しを本部事件主管課長に送付するものとする。

エ ウの送付を受けた本部事件主管課長は、報告された再被害防止措置等について、本部被害者支援担当課長に連絡するものとする。

(3) 加害者に対する措置

加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、加害者に対する指導、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第5条に規定する警告等の措置を実施するものとし、刑罰法令に抵触する行為を認知したときは、厳正に対処するものとする。

第5 刑事施設等に対する通報要請等

刑事施設等担当課長は、被害者等が再被害防止対象者に指定されたときは、次に掲げるところにより、刑事施設に対し、当該再被害防止対象者に係る加害者の釈放等に関する情報の照会又は通報の要請をするものとする。

(1) 加害者の釈放の有無に関する情報の照会は、長野刑務所（以下「窓口刑事施設」という。）に対し、釈放事実等照会書（様式第7号）により行うこと。ただし、被害者等通知制度に基づき、検察官又は検察事務官が被害者等に当該情報を通知しているときは、当該検察庁に通知内容等を電話等により照会すること。

(2) 加害者の釈放等に関する情報の通報の要請は、窓口刑事施設に対し、釈放等通報要請書（様式第8号）に再被害防止対象者指定理由書の写しを添えて要請をすること。ただし、加害者が既に釈放されている場合で、再被害防止措置を講ずるに当たり、急を要するときは、釈放を行った刑事施設又は加害者の指定帰住地を管轄する保護観察所（以下「帰住先管轄保護観察所」という。）（釈放を行った刑事施設又は帰住先管轄保護観察所が不明なときは、窓口刑事施設。）に対し、口頭により通報の要請を行った後、釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定理由書の写しを当該刑事施設又は保護観察所に送付すること。

(3) (1)の要請の時期は、加害者の公訴の提起がなされた後とする。ただし、警察留置施設等に勾留中の者については、刑事施設への収容後とする。

第6 刑事施設等からの照会

(1) 刑事施設等担当課長は、第5の(2)の要請に関し、刑事施設、地方更正保護委員会又は帰住先管轄保護観察所から照会及び資料の要求があったときは、資料の提出等の適切な対応をすること。

(2) 刑事施設等担当課長は、地方更正保護委員会が仮釈放、仮出場又は不定期刑の終了の審理を開始した時点で、第5の(2)の通報の要請から3年以上経過している要請に関し、当該委員会から当該要請の必要性の有無等について照会があったときは、当該必要性の有無等を検討の上、回答すること。

第7 要請の撤回

刑事施設等担当課長は、再被害防止対象者の指定が解除されたときは、当該再被害防止対象者に係る通報の要請の撤回を、釈放等通報要請撤回書（様式第9号）により窓口刑事施設に通知するものとする。

第8 要請に当たっての留意事項

刑事施設等担当課長は、第5の要請を行うときは、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 未決勾留中に釈放された加害者が再収容され、再び通報が必要となったときは、あらためて第5の(2)により通報の要請を行うこと。

(2) 仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し及び住居地の変更等については、通報は行われないので、刑事施設等担当課長は、必要に応じ仮釈放の取消しの有無については電話等で、転居先については、釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定理由書により帰住先管轄保護観察所に照会すること。

(3) 仮釈放の取消しにより加害者が再収容された場合で再び通報が必要となるときは、あらためて釈放等通報要請書により通報の要請を行うこと。

- (4) 自由刑の執行停止の取消し等により再度収容された受刑者又は逃走後再収容した受刑者については、通報がなされるため、新たに釈放等通報要請書による要請をしないこと。
- (5) 加害者の釈放を行う刑事施設を正確に把握する必要があるときは、加害者の釈放に関し通報してきた刑事施設（仮釈放又は不定期刑の執行終了による釈放予定の場合は、通知された釈放予定の刑事施設）に電話等で照会すること。

第9 再被害防止対象者の指定の解除等

1 再被害防止対象者の指定の解除

指定期間が経過したときは、当該指定は解除されたものとみなす。

2 指定期間の延長等の上申

(1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間経過前に指定期間延長の要否を検討し、その必要があると認めるときは、期間を定めて指定期間の延長を再被害防止措置延長（解除）上申書（様式第10号）により本部事件主管課長を経由し、本部長に上申するものとする。

(2) 指定期間内における解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、当該指定の必要がないと認めたときは、再被害防止措置延長（解除）上申書により本部事件主管課長を経由し、本部長に上申するものとする。

3 指定期間の延長等の決定

本部長は、2の上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の適否を決定し、再被害防止措置延長（解除）決定書（様式第11号）により、再被害防止措置実施警察署長に通知するものとする。

4 警察本部関係課長への通報

第3の1の(3)の規定は、再被害防止対象者の指定期間の延長及び指定期間内における解除について準用する。この場合において「再被害防止対象者指定書」とあるのは、「再被害防止措置延長（廃止）決定書」と読み替えるものとする。

第10 加害者に関する情報の教示の基準

再被害防止措置実施警察署長は、刑事施設等からの通報、回答等により得た情報及び自らが把握した加害者に関する情報を再被害防止対象者へ教示するときは、次に掲げるところにより行うこと。ただし、刑事施設等から、教示する情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されている場合は、当該意見等を踏まえて行うこと。

(1) 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報の教示を求められたとき、又は再被害防止対象者に加害者の釈放等に関する情報を教示する必要のあるときは、刑事施設等からの通報、回答等により得た情報のうち、原則として次に掲げる事項を教示することとする。

- ア 自由刑の執行終了に係る釈放の予定月又は釈放の事実及び釈放年月日
- イ 仮釈放、仮出場又は不定期刑の終了による釈放の事実及び釈放年月日
- ウ 自由刑の執行停止又は恩赦による釈放の事実及び釈放年月日
- エ 収容中の死亡若しくは逃走又は再収容の事実及び死亡等の年月日

(2) 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止対象者に、特に注意を喚起する等の必要があると認めたときは、(1)にかかわらず加害者に関する詳細な情報を次に掲げるところにより再被害防止対象者に教示することができる。

- ア 自由刑の執行終了による具体的な釈放予定又は仮釈放若しくは仮出場による釈放予定については、身辺警戒を開始するため、行動範囲に注意を喚起するためその他再被害を防止するため特に必要があると認めた場合に限り、「月上旬」等と教示すること。ただし、再被害防止のため不可欠の場合に限り、具体的な釈放予定日を教示することができる。

- イ 不定期刑の執行終了、自由刑の執行停止及び恩赦による釈放予定については、アに準じて取り扱うものとする。ただし、釈放前に通報を受けることができないことがある。

ウ 加害者の帰住先については、再被害を防止するため必要な場合に限り、次に掲げる範囲内で教示することができる。

(ア) 加害者の帰住先が再被害防止対象者の住居地と同一の都道府県内の場合は、当該市区町村名までとする。ただし、帰住先が再被害防止対象者の住居地と近接し、再被害を防止するため不可欠な場合にあっては、地名までとする。

(イ) 加害者の帰住先が再被害防止対象者の住居地と異なる都道府県のときは、都道府県名までとする。ただし、都道府県が異なる場合であっても、帰住先と再被害防止対象者の住居地とが近接しているときには、(ア)に準じる。

エ ア、イ及びウに規定するもののほか再被害を防止するため特に必要があると認めるとときは、相当と認められる範囲内で、加害者に関する情報を教示することができる。

第11 情報の教示に当たっての配意事項

再被害防止措置実施警察署長は、刑事施設等からの通報、回答等により得た情報及び独自に把握した加害者に関する情報を再被害防止対象者に教示するときは、次に掲げる事項に配意すること。

- (1) 加害者の釈放等に関する情報の教示は、再被害防止対象者以外の者には行わないこと。
- (2) 再被害防止対象者及びその関係者が加害者に対し報復するおそれがあるなど、教示することが適当でないと認められるときは、教示しないこと。
- (3) 教示を行う際には、教示する情報の内容、時期、講じようとする再被害防止措置等を説明するなど、再被害防止対象者が不安感を抱くことのないよう配意の上、教示すること。
- (4) 釈放予定を教示する場合は、再被害を防止するための措置を講じるのに必要な期間を考慮し、適当と認められる時期に教示すること。
- (5) 自由刑の執行終了による釈放の予定を教示する場合にあっては、加害者の仮釈放が認められたときは、釈放予定期日の前に釈放されることがある旨を教示すること。
- (6) 再被害を防止するため加害者に関する詳細な情報を再被害防止対象者に教示する場合は、当該情報の教示により加害者の更生を害さないよう、教示の必要性を検討し、再被害防止のために教示が行われていることを説明し、加害者の更生のため、当該内容を公表することのないよう注意を促し、加害者が少年の場合は、少年の健全育成の重要性を併せて説明すること。
- (7) 地方更生保護委員会からの通報により、仮釈放の釈放予定を再被害防止対象者に教示した後、仮釈放の許可の決定が取り消されたときは、その旨を再被害防止対象者に遅延なく連絡すること。
- (8) 帰住地を教示する場合で、加害者が帰住地に居住していることを確認していないときは、その旨を付言すること。
- (9) 仮釈放による釈放等に関する情報を教示したときは、通報を行った地方更生保護委員会又は保護観察所に対し、その旨を電話等で通知すること。

第12 関係警察署との連携

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止措置の実施に当たって、関係警察署長に対し協力を依頼するものとし、依頼を受けた警察署長は、誠実にこれに当たるものとする。ただし、他の都道府県の警察署に協力を依頼するときは、刑事施設等担当課長を経由し、依頼すること。

第13 秘密の厳守

再被害防止措置の実施等に当たって得た情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第14 準用規定

この要綱は、被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）が、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合について準用する。

様式（略）